

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（写真測量：航空写真撮影）	平成15年10月14日から 平成16年3月26日まで	荒尾市

**熊本県公告第12号**

県営鞍岳西部地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年1月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成16年1月13日から  
平成16年2月9日まで
- 2 縦覧の場所 旭志村役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第13号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営河俣地区土地改良事業（農業用道路）計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し立てられたい。

平成16年1月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営河俣地区土地改良事業（農業用道路）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年1月13日から平成16年2月9日まで
- 3 縦覧場所  
東陽村役場

**熊本県公告第14号**

県営羊角湾周辺地区（水道工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年1月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成16年1月13日から  
平成16年2月9日まで
- 2 縦覧の場所 牛深市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
  - (1) 換地設計書
  - (2) 各筆換地明細書
  - (3) 清算金明細書
  - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

**熊本県公告第15号**

県営小宮地新田地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年1月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成16年1月13日から  
平成16年2月9日まで
- 2 縦覧の場所 新和町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称